

施 ; 別 表 2

振 動 の 特 定 施 設 一 覧 表

振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
特定施設名	能 力	特定施設名	能 力
1 金属加工機械		(2) 金属加工機械	
		ア 圧延機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く	イ 液圧プレス	
ロ 機械プレス			
ハ せん断機	原動機の定格出力が1KW以上	ウ せん断機	
ニ 鍛造機			
ホ ワイヤージョーミングマシン	原動機の定格出力が3.75KW以上		
		エ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75KW以上
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5KW以上		
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5KW以上	(3) 粉碎機	
		ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	
		イ その他の用に供する粉碎機	
4 織機	原動機を用いるものに限る		
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95KW以上		
	原動機の定格出力の合計が1.0KW以上		
6 木材加工機械			
イ ドラムパーカー			
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2KW以上		
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2KW以上		
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が3.0KW以上		
9 合成樹脂用射出成形機			
10 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る		
		(4) バッチャープラント	
		(5) 冷凍機	原動機の定格出力が7.5KW以上
		(6) 遠心分離機	直径1.2m以上
		(7) ニューマチックハンマー	
		(8) コルゲートマシン	
		(9) 原石切断機	原動機の定格出力が7.5KW以上

条例の(1)は、振動規制法施行令(昭和51年政令第280)別表第1に掲げる施設(この表の振動規制法の施設のこと)